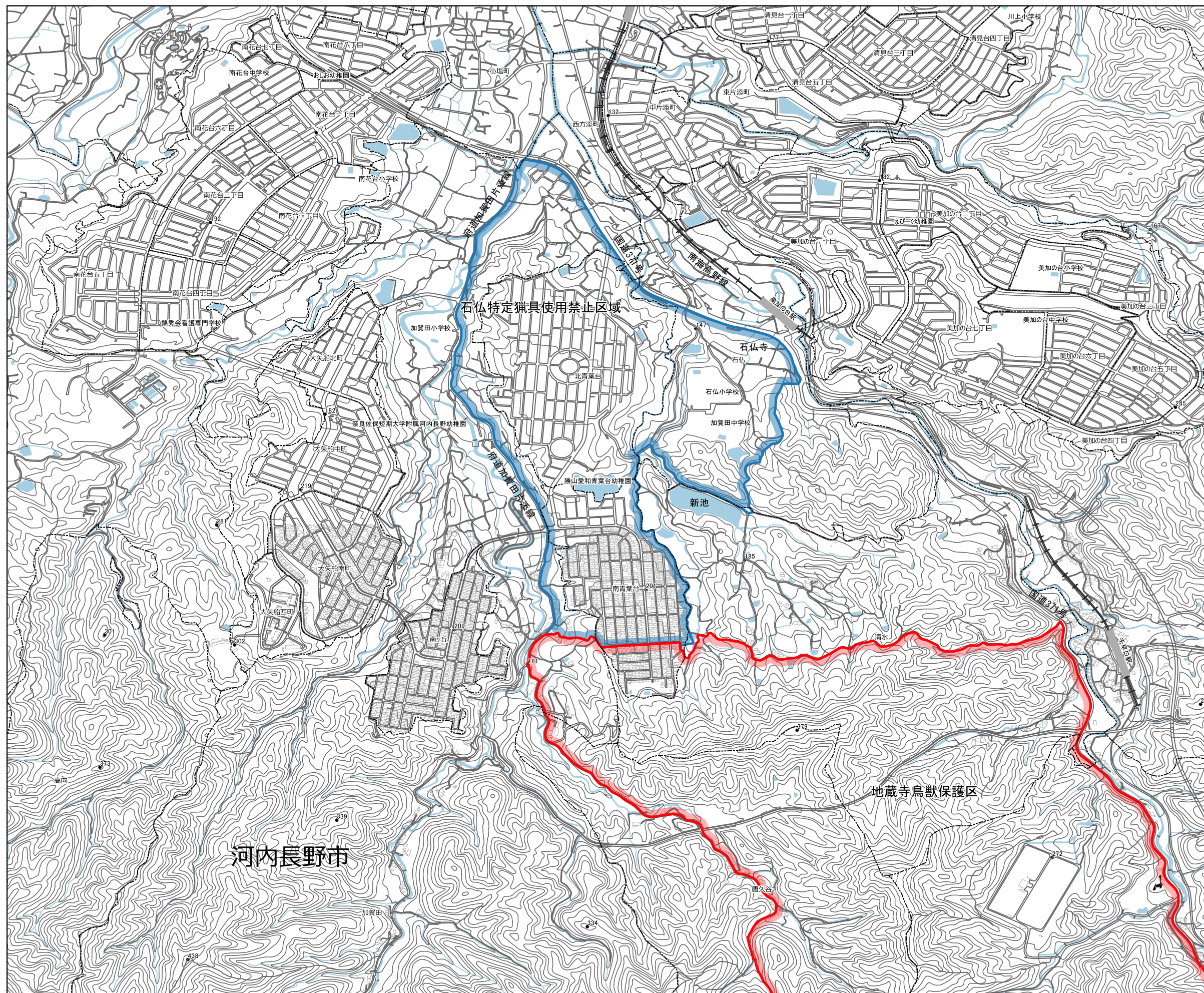


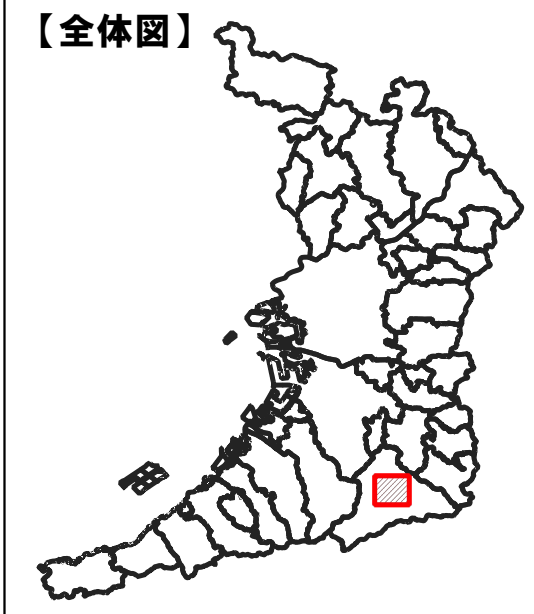
49 石仏特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

河内長野市所在国道371号バイパス、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ14号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ14号線との交点へ至る。同点から266メートル東進し、市道青葉台ハイツ26号線との交点。市道青葉台ハイツ26号線、市道青葉台ハイツ26号線から市道清水惣代石仏線へ至る里道、南青葉台と惣代地区との境界線、河内長野市道清水惣代線、石仏寺から新池に至る小道で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。